

平成十二年政令第二百七十九号

科学技術・学術審議会令

内閣は、文部科学省設置法（平成十一年法律第
九十六号）第七条第二項の規定に基づき、この政
令を制定する。

（組織）

第一条 科学技術・学術審議会（以下「審議会」
といふ。）は、委員三十人以内で組織する。
審議会に、特別の事項を調査審議させるため
必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
審議会に、専門の事項を調査させるため必要
があるときは、専門委員を置くことができる。
審議会に、特別の事項を調査審議させるため
必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
（委員等の任命）

第二条 委員は、学識経験のある者（外国人（日本
の国籍を有しない者をいう。以下同じ。）に
あつては、学識経験があり、かつ、大学の研究
及び研究成果の活用のための体制の強化に関し
て高い識見を有する者）のうちから、文部科学
大臣が任命する。

臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験
のある者（外国人にあつては、当該特別の事項
に関し学識経験があり、かつ、大学の研究及び
研究成果の活用のための体制の強化に関して高
い識見を有する者）のうちから、文部科学大臣
が任命する。

専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験
のある者（外国人にあつては、当該専門の事項
に関し学識経験があり、かつ、大学の研究及び
研究成果の活用のための体制の強化に関して高
い識見を有する者）のうちから、文部科学大臣
が任命する。

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補
欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
委員は、再任されることができる。
臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の
事項に関する調査審議が終了したときは、解任
されるものとする。

専門委員は、その者の任命に係る当該専門の
事項に関する調査が終了したときは、解任され
るものとする。

第四条 審議会に、会長を置き、委員（外国人で
ある委員を除く。）のうちから、委員が選挙す
る。（会長）

審議会に、会長を置き、委員（外国人で
ある委員を除く。）のうちから、委員が選挙す
る。

3	2	会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
		（会長）

6	審議会は、その定めるところにより、分科会 の議決をもつて審議会の議決とすることができ る。
	（審議会）

第十一条	審議会の庶務は、文部科学省科学技術・ 学術政策局政策課において総括し、及び処理す る。ただし、研究計画・評価分科会に係るもの については文部科学省科学技術・学術政策局研 究開発戦略課において、学術分科会に係るもの については文部科学省科学技術・学術政策局政 策課において、文部科学省研究開発局海洋地球課にお いて、測地学分科会に係るものについては文部科 学省研究開発局地震・防災研究課において、技 術士分科会に係るものについては文部科学省科 学技術・学術政策局人材政策課において処理す る。
	（庶務）

第五条	審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会 を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会 の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げ るとおりとする。
	（分科会）

第六条	審議会及び分科会は、その定めるところ により、部会を置くことができる。
	（部会）

第一条	この政令は、平成二十五年七月一日から 施行する。
	（施行期日）

附 则	（平成一五年三月二八日政令第九 八号）抄
	（施行期日）

附 则	（平成三年九月二四日政令第二十五 九号）抄
	（施行期日）

第一条	この政令は、平成二十六年六月一日から 施行する。
	（施行期日）

第一条	この政令は、令和三年十月一日から施行 する。
	（施行期日）

附 则	（令和四年一月一日政令第三 四六号）
	（施行期日）

第一条	この政令は、令和三年十月一日から施行 する。
	（施行期日）

第一条	この政令は、令和四年十一月十五日から施行 する。
	（施行期日）

第一条	この政令は、令和四年十一月十五日から施行 する。
	（施行期日）

第一条	この政令は、令和四年十一月十五日から施行 する。
	（施行期日）

第一条	この政令は、令和四年十一月十五日から施行 する。
	（施行期日）

第一条	この政令は、令和四年十一月十五日から施行 する。
	（施行期日）

第一条	この政令は、令和四年十一月十五日から施行 する。
	（施行期日）

第一条	この政令は、令和四年十一月十五日から施行 する。
	（施行期日）

第一条	この政令は、令和四年十一月十五日から施行 する。
	（施行期日）

第一条	この政令は、令和四年十一月十五日から施行 する。
	（施行期日）

第一条	この政令は、令和四年十一月十五日から施行 する。
	（施行期日）

第一条	この政令は、令和四年十一月十五日から施行 する。
	（施行期日）

第一条	この政令は、令和四年十一月十五日から施行 する。
	（施行期日）

第一条	この政令は、令和四年十一月十五日から施行 する。
	（施行期日）

第一条	この政令は、令和四年十一月十五日から施行 する。
	（施行期日）

第一条	この政令は、令和四年十一月十五日から施行 する。
	（施行期日）

第一条	この政令は、令和四年十一月十五日から施行 する。
	（施行期日）

第一条	この政令は、令和四年十一月十五日から施行 する。
	（施行期日）

第一条	この政令は、令和四年十一月十五日から施行 する。
	（施行期日）

第一条	この政令は、令和四年十一月十五日から施行 する。
	（施行期日）

第一条	この政令は、令和四年十一月十五日から施行 する。
	（施行期日）

第一条	この政令は、令和四年十一月十五日から施行 する。
	（施行期日）

第一条	この政令は、令和四年十一月十五日から施行 する。
	（施行期日）

第一条	この政令は、令和四年十一月十五日から施行 する。
	（施行期日）

第一条	この政令は、令和四年十一月十五日から施行 する。
	（施行期日）

第一条	この政令は、令和四年十一月十五日から施行 する。
	（施行期日）

第一条	この政令は、令和四年十一月十五日から施行 する。
	（施行期日）

第一条	この政令は、令和四年十一月十五日から施行 する。
	（施行期日）

第一条	この政令は、令和四年十一月十五日から施行 する。
	（施行期日）

第一条	この政令は、令和四年十一月十五日から施行 する。
	（施行期日）

第一条	この政令は、令和四年十一月十五日から施行 する。
	（施行期日）

第一条	この政令は、令和四年十一月十五日から施行 する。
	（施行期日）

第一条	この政令は、令和四年十一月十五日から施行 する。
	（施行期日）

第一条	この政令は、令和四年十一月十五日から施行 する。
	（施行期日）

第一条	この政令は、令和四年十一月十五日から施行 する。

<tbl_r cells="2" ix="2" maxcspan="1" maxrspan="1" usedcols="2